

平成30年 第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年6月12日(火)
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹
15番 武村一夫 16番 中島寛司
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 7番 池田 実 11番 古林久和 17番 樋口昌子
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 報告第15号 農地改良に係る届出について
日程第7 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。
定刻より若干早うございますが、全員おそろいということで、ただいまから平成30年6月総会を開催させていただきます。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。
4月の終わりから田植えが、真庭地区は始まったわけですが、大分終わりに近づいたんじゃないかとなというふうに思います。苗代もみてる代満というのが昔からありましたけど、私たちのところではもうそういうあれはしなくなりました。昔の懐かしい行事だというふうにも思っております。一息つける時期だろうというふうに思いますけど、なかなか野菜とか果樹の方はこれから本番になるだろうというふうに思います。頑張っていかなければというふうに思います。

5月30日に、毎年行われておりますけど、全国の農業委員会会長大会というのがあります。岡山県から事務局とともに30人ほどで出席してまいりました。ことしは10月で大体全国の農業委員会全てが新しい体制に入ることをごさいますして、農地の最適化をしっかりとことしは進めてくれえということが決議されたわけをごさいます。農地中間管理機構としっかりと連携、連帯とりながらやっていかなければならないというふうにも思っております。

そういうことで、6月5日の日本農業新聞のほうで報道されておりましたけど、農地中間管理機構が借り受けた農地を農家負担なしで基盤整備する事業が今年度から始まるということをごさいます。2018年度は、16道県33地区が活用することがわかったということをごさいます。非常に中山間地、小さい農地、また排水の悪い農地、たくさんあるわけをごさいますして、担い手に回せといってもなかなか受け手がないというのが現状をごさいます。こういう事業が始まったということは、非常に我々としては喜ばしいなあというふうに思っております。いろんな制約がありまして、中山間地などは5ヘク以上で申請ということになっております。なかなかそこら辺が難しいところもあるかと思っておりますけど、水田から野菜等の畑作へということもありまして、しっかりとそこらの事業を活用してできたら農地も動くんじゃないかというふうに思っております。市のほうにもしっかりと今後対応していただきたいなというふうに思います。

そういうことで、6月の総会を開催したいというふうに思います。どうかよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
本日の欠席委員は3名でございます。7番委員、11番委員、17番委員、3名よりその旨通告がありましたので、ご報告いたします。
ただいまの出席議員は、19名中16名で、定足数に達成しておりますので、6月総会は成立しております。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
それでは、議事録署名委員は5番委員、6番委員を指名いたします。
日程2、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
それでは、番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。

本日、審議していただく案件は3件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆114㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 議案No.1ですけれども、譲受人立ち会いのもと、6月3日に担当推進委員が現地調査を行いました。農業委員も同席しております。以下、報告いたします。

譲受人、譲渡人の関係等ですけれども、譲受人は3年前東京から移住してき

た新規就農者でありまして、最近北房の住人と結婚いたしました。配偶者の実家の縁で、管理を任されておった譲渡人の親戚の者との話が進み、空き家になっていた隣接する住居、家屋とともに譲渡人から贈与されました。今後、近隣の住宅や畑地の借り受けも検討しております。

そして、譲受人の耕作状況等でありますけれども、譲受人は現在農業研修を受けながら、既に植えたブドウはまだ収穫に至っていないんですけれども、ブドウや野菜などで営農計画を立てております。今秋には北房でビニールハウスを借りて、春菊の栽培も行う予定にしております。その練習もかねて、所在地に半居住しながら夏野菜の栽培も行うことにしております。農機具等は、配偶者の実家で借りております。周辺の農業者は非常に歓迎しております。協力関係は円滑に行っていると見込まれます。ですから、不耕作目的というようなことは、ではないというのは明らかであります。その他の指摘事項というのはありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事補

番号2でございますが、久世の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆703㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員

はい、議長。

議長

はい、1番委員。

1番委員

1番でございます。番号2について、担当推進委員さんからの報告を説明いたします。

6月2日に譲受人である申請者立ち会いのもとに現地確認を行いました。譲渡人は、高齢で耕作できないので地域の別の人に耕作してもらっていましたが、その耕作者が亡くなり管理ができなくなったので、耕作地が近隣地にある譲受人に売買の話があり、このたび話がまとまったものでございます。譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は2人世帯で、貸付地はなく、全て譲受人夫婦2人で水稻やキャベツなど野菜の作付を行っております。農機具は田植え機、トラクター、管理機等を所有しており、譲受地についても野菜の作付を続けるものと思われまます。なお、譲受人は高齢であります。来年には息子が定年になり、夫婦で県外から帰郷し、農業を継ぐ予定であり、その他指摘事項もないので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆128㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 はい、議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。
番号3につきましては、6月8日に譲受人立ち会いのもと、担当推進委員さんが現地調査をしておりますので、ご報告させていただきます。
譲受人、譲渡人は同じ集落に居住しておりまして、この申請地が譲受人の農地の一部となるような場所に接しており、譲渡人もこの農地で耕作する意思がないということから贈与の話がまとまったものです。
譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家であり、その妻と母が農業に従事しております。譲受人に話を聞きましたところ、現在所有している農地は全て耕作を行っておるということで、申請農地取得後も必要な農業に従事すると認められます。その他の指摘事項はございませんので、審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。
＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きます。日程3、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は1件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。番号1は追認案件でございます。

申請人（川上）は、田1筆4,963㎡を造成し、畑地として利用するため一時転用するものでございます。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないままかさ上げし、畑地として造成しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設耕作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、隣接土地所有者が行う補助事業に伴う造成工事により発生する残土を利用するため、費用はかかりません。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員

議長。

議 長

はい、18番委員。

18番委員

18番です。

この件につきまして、担当委員が6月2日に申請人立ち会いのものにて現地確認をしておりますので、報告させていただきます。

転用する理由ですが、先ほども説明ありましたように、隣接の酪農家が牛舎施設を建設するに当たり、造成に不要な表土をやや表土の薄かった申請地へ移して有効利用を図ったものであります。申請地は、以前から当該酪農家が申請人から借りて、草地として使用しておりました。申請地の位置ですが、申請地は申請人宅から南東方向へ約150mほど離れた田園地帯の集落南東端に位置しております。周囲の状況ですが、東が竹林、西が牛舎用地、南が

河川、北が市道。周辺農地の影響は、畝高を超えない範囲のかさ上げで、以前とほぼ同じ状態であり、周辺農地への影響はないと思われま

す。以上のおり、本件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地の影響も問題ないと思われま

すので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日、審議していただく案件は3件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人()は、自動車運送業を営んでおり、市の事業を受託するに当たり駐車場が急遽必要となったため、現在の車庫に隣接する申請地、田1筆255㎡を、譲渡人()から借り受け、露天駐車場にするため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 万円、土地造成 万円、費用の内訳として、 万円。添付書類は、土地利用計画図、河川法許可申請書の写し、道路工事施工承認申請書の写し、被害防除計画書が添付されています。申請

農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1番について、推進委員の方が譲受人、譲渡人双方の立ち会いのもとに現地確認を行っていただいておりますので、報告させていただきます。譲渡人、譲受人の両人と、現地において確認調査を行いました。譲受人は一般貸切旅客自動車運送事業を行っており、真庭市より受注した[]への学童の送迎をするに当たり、マイクロバス及び普通自動車の駐車場にするためこの農地を借り受け、埋め立て、露天駐車場として使用するものです。申請地の位置ですが、[]から南、高梁方面へ約1km、[]と[]付近にあります。譲受人経営の[]の横となります。周囲の状況ですが、東が真庭市の市道、西も市道、南が家屋となっております三角地です。周辺農地への影響ですが、市道と家の間に挟まった三角地で、周りに農地はございません。その他指摘事項も特にありません。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、転用予定地近隣で飲食店を営んでいますが、お客様の多い日は現在の駐車場では入り切らず、また従業員駐車場もなく、大変不便を感じていたところ、申請地、田2筆798㎡を、譲渡人（市外4名及び久世1名）から譲り受け、露天駐車場にするため、転用を申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円。費用の内訳として、[]万円。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 この案件は私のほうから説明させていただきます。

現地確認を推進委員さんが平成30年6月2日にされております。私のほうも6月10日に譲渡人の方から話を伺いました。

先ほど事務局のほうから話がありましたように、譲受人は、県道を挟んで飲食店を営んでおられますが、来客者及び自家用車の駐車場として、この土地

を利用したいと譲渡人に話をいたしました。譲渡人の、4人おられますが、1人の方が長年耕作しておられましたが、近年は体調を崩されて、そういうこともあり作付をされておられませんでした。このたび譲受人、譲渡人の話がまとまったものでございます。申請地の位置ですが、■■■■の東側で、■■■■に接している土地でございます。周囲の状況は、東側が店舗、商業施設です、西側が県道、それから宅地となっております、南側が商業施設、北側が店舗、倉庫等が接しております。周辺農地への影響ですが、東側の一角が譲受人の農地と接するところがありますが、農地への影響はないものというふうに思われます。

以上でございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（■■■■法人）は、工場を所有し、製材業などを営んでおり、工場敷地内に経営に係る発電所を建設するため、工場に隣接する県所有地を取得し、敷地の拡張を行うため、申請地、田2筆1, 486㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、県の道路整備用車両基地として現在の用途と同じ機能が果たせる建物施設を建設し、県へ引き渡す必要があり、転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。農地転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、車庫建築■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員

議長。

議 長

はい、3番委員。

3番委員

議案3号につきまして、調査報告をさせていただきます。

これ担当委員、推進委員さんのほうで現地調査をしていただいております。

6月6日、譲渡人、譲受人、申請者立ち会いのもとに現地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、今回譲受人が工場敷地拡張に伴い、隣接地の県所有地、車両基地を求めたため、県の代替用地として譲渡人の田を譲り受けし、造成し、建物を建築し、完成後譲受人から岡山県へ車両基地として引き渡すものです。申請地の位置ですが、譲受人の会社から東へ約100mほど離れた■■■■に面し、北側は市道に面しております。

す。周囲の状況ですが、東は水路及び田です、田、住宅です、西は駐車場、畑、南は道路、北は道路となっております。周辺農地への影響ですが、申請地には現況水路が横断しており、東側に耕作中の田もあり、水路はつけかえ予定ですが、本申請地を造成し、盛り土を行うため、日照には若干影響があるものと思われませんが、被害防除計画も出され、近隣説明も行われています。その他の指摘事項ですが、本案件につきましては準工業地域にある2種農地であり、開発許可案件でもあるため、近隣農地については譲受人が当事者間の対応をすることによって、問題はないと思われまます。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を……。

8 番委員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

8 番委員 この議案3番の、今説明があったんですが、農地へ多少影響があるということで、譲受人がその関係者と協議しているような文言があったと思われるんですが、それは確認しなくても、ここで許可を出していいんですか。

議 長 はい、事務局、わかります。

主 幹 総会に諮る前に、申請人さんのほうには確認をしております。日照につきまして多少の影響があり得るということは理解されておきまして、地元説明会等によりまして、補償が発生した場合は当該申請者の方により補償の対応を行うという回答をいただいております。

8 番委員 はい、わかりました。

議 長 よろしい、はい。
ほかにございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第32号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主任 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主任 議案第33号について朗読いたしますので、5ページをお開きください。
議案第33号、農用地利用集積計画の決定について。
このことについて、別紙のとおり、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。
続いて、6ページをお開きください。
ここからは議案を縦にしてごらんください。
農用地利用集積計画の表紙になっております。案といたしまして、平成30年6月12日付で公告の予定でございます。
7ページをごらんください。
本日上程されました農用地利用集積計画の1、利用権設定につきまして、地目別設定面積は、田44,925㎡でございます。作物別設定面積は、水稻14,264㎡、飼料作物26,467㎡、野菜4,194㎡です。各筆の詳細につきましては、8ページで31筆ございます。
9ページをごらんください。
今回は、農地中間管理機構との貸借分といたしまして集積計画が上がっております。地目別設定面積は、田1筆942㎡でございます。詳細につきましては、10ページでございます。
今回の集積計画につきましては、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財

団が借りた農地を一時的に研修圃場として活用することにより、配分計画がございません。配分計画がない理由といたしましては、研修圃場を利用するのは新規就農者であり、新規就農者は農業次世代人材投資事業を利用しており、この事業の対象者は制度上農地を取得することができないためです。以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第33号、農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、報告第15号、農地改良に係る届出について、日程7、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 報告第15号、農地改良に係る届出について、次の2件の届け出がありました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は八束で、田1筆727㎡をかさ上げし、畑として利用するものです。

番号2でございますが、届け出人及び農地の所在は勝山で、田1筆155㎡、畑1筆27㎡を排水路より高く盛り土をし、水はけをよくするものです。

1ページお進みください。

報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから受理い

たしました。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人ともに川上です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、賃借人、賃貸人ともに川上です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

日程6、報告第15号、農地改良に係る届出について、日程7、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質問、意見等ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長

事務局のほうから。

主事補

はい。

議 長

はい、どうぞ。

主事補

失礼いたします。

5月総会で17番委員よりご質問いただいた薬用作物ブクリョウについてご説明いたしますので、お手元のA4のカラー刷り1枚紙をごらんください。

ブクリョウとは、生薬の一種で、サルノコシカケ科のマツホド菌の菌核を乾燥し、外皮を除いたものです。植物の特徴は、伐採されて数年を経たアカマツやクロマツの根に寄生し、地中深さ20から30センチメートルあたりに塊状の菌核を形成します。外皮は黒っぽい褐色で、内面は白色をしています。効能といたしまして、利尿作用、健脾、滋養、鎮静、血糖降下などに効果があります。生産地等につきましては、お目通しください。

以上でご説明にかえさせていただきます。

議 長

はい。

主事補

続きまして、真庭市農業委員会政策講演会開催要項につきまして、お手元の資料、真庭市農業委員会政策講演会開催要項（案）をごらんください。

本日の総会開始前に開催いたしました運営委員会におきまして、7月10日の総会日の午後から、真庭市農業委員会政策講演会を開催することを協議させていただきました。内容につきましては、お配りしている開催要項（案）

をごらんください。

趣旨といたしましては、耕作放棄地の解消と新規作物の栽培促進を図る目的で、国内需要が旺盛で、なおかつ国産グリが慢性的な品不足という点からクリ栽培に目をつけ、精力的な栽培を促進するために、このたびその第一歩として、四万十町からクリ栽培の実践者であり、一般社団法人栗のなりわい総合研究社代表理事、クリのたくみ、そして内閣府地域活性化伝道師である伊藤直弥氏をお招きし、講演会を開催する運びとなりました。日程といたしましては、平成30年7月10日火曜日の農業委員会総会後となっております。13時30分より開催し、伊藤氏に60分講演いただき、その後30分の意見交換会を予定しています。

資料2枚目以降は、関係する資料となっておりますので、お目通しください。

また、本日の総会前に運営委員会を開催し、ご協議させていただいておりますので、2番運営委員会委員長より講演会開催に当たり、ご説明をお願いいたします。

議長 はい、委員長。

2番委員 はい。

議長 はいじゃあ、はい、お願いします。

2番委員 今事務局から説明がありましたように、運営委員会を総会前に開催いたしまして、先ほど事務局より説明がありましたことを協議いたしまして、7月10日に開催するのを決定しております。これに参集会員は、農業委員はもとより、推進委員の方にもぜひ大勢参加していただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

3年前に農業委員会で視察に行きました。四万十町のほうに行って、道の駅と、それからこの伊藤さんという方にも講演、話を聞いております。非常にユニークといいますか、この方は岐阜県のほうから四万十に来てクリ栽培をされている、指導されている方でございます、剪定が非常に独特の剪定されるということで、非常に作りやすいような、とりやすい木に仕立てて収量もすごくたくさん上げるということでございました。非常に魅力的な方だろうというふうに思っておりますけど、そういうことで縁がありまして、事務局長のほうもよく知っておられて、そういうことで今回こういう運びになりました。非常に耕作放棄地の多い真庭市でございますので、しっかり話を聞いていただきながら、そういう解消の一助になればというふうにも思います。大勢の方に声をかけていただければというふうにも思っております。

そういうことで、開催をするということではいかがでしょうか。皆様のご意見をお聞かせ願いたいというふうに思いますが。

よろしいですか。

よろしいですね。

<「なし」の声>

議長

それでは、開催するということに進めていきたいというふうに思います。よろしくご協力のほどをお願いしたいというふうに思います。多くの方にまた声をかけていただければというふうにも思います。ありがとうございました。

以上で。

よろしいですか。

はい。

それでは、以上で6月総会を閉会したいというふうに思います。

次回7月総会は7月10日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時40分 閉会)